

佐賀市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	※目次は省略	※目次は省略	
1	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である (1)～(3) (略) (4) 迅速な復旧・復興 を踏まえたものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である (1)～(3) (略) (4) 迅速な復旧・復興 を踏まえたものとし、<u>大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</u></p>	国基本計画に準じた修正
3	<p>第5節 計画の推進</p> <p>1 計画の主な推移 (1)～(11) (略)</p>	<p>第5節 計画の推進</p> <p>1 計画の主な推移 (1)～(11) (略)</p>	
5	<u>(追加)</u>	<u>(12) 令和5年度においては、国の防災基本計画（令和4年6月）を踏まえた修正を、令和5年10月に行った。</u>	今回の修正内容の追加
6	<p>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1～8 (略)</p>	<p>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1～8 (略)</p>	
7	<p>9 市民</p> <p>「<u>自らの身の安全は自分で守る。</u>自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。また、発災時において、住民は自らの身の安全を守るよう行動するとともに、国、県、市その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。</p>	<p>9 市民</p> <p>「<u>自らの命は自らが守る。</u>自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。また、発災時において、住民は自らの身の安全を守るよう行動するとともに、国、県、市その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。</p>	国基本計画に準じた修正